

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和2年4月20日			
年会費名	奈良ヒューライツ県議団 年会費			
相手方	奈良ヒューライツ県議団 議長 川口正志氏			
年会費支払目的	情報収集し県政に役立てるため			
按分率の説明	すべて県の政策研究に役立てるため 100%充当			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、政党内派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深める。</p> <p>◆本会の活動頻度 総会及び研修会を兼ねた定例会議を年4回。必要に応じて臨時会議、役員会。</p> <p>◆参加者の状況 奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員</p> <p>人種問題等の情報を収集し県政に役立てた◆本会の活動内容</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	奈良ヒューライツ県議団年会費	7
	合計	30,000 円 ( 100%充当 )		
備考	添付資料：奈良ヒューライツ県議団規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- |       |    |        |     |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名  |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事  | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 |        |     |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- |          |     |            |       |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員  | 1万5千円 |


②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和2年8月25日 他				
表題と発行部数	令和2年夏号ちらし 40,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 31,950部、ポスティング 7,050部、駅立ち 1,000部、				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月、6月議会報告</li> <li>・ 新型コロナウイルス対応</li> <li>・ 県政活動</li> <li>・ 後援会員募集 他</li> </ul>				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	studio kiti 村田	160,419円	B4 両面カラー	73
	ポスティング代		6,000円	10:00~17:00	81
	新聞折込代	サンケイ 広告	108,949円	生駒市内 31,950部	89
	※ 合計 275,368円 (50%充当)				
備考	添付資料：令和2年夏号ちらし				

注 発行した広報紙を添付してください。

# 奈良県議会議員 佐藤みつのり

**【生駒市選出・県議会議員】**  
 日本維新の会 奈良県総支部所属  
 総務会長

- ・厚生常任委員会 副委員長
- ・観光振興対策特別委員会 委員
- ・殺処分ゼロをめざす県議会議員連盟 副会長



大阪府 大阪コロナ跡システムにご登録を!

午後から専門家会議 大阪モデル見直し議論

大阪府 大阪コロナ跡システムにご登録を!

EXPO 2025 第2波は社会経済活動も阿立させる

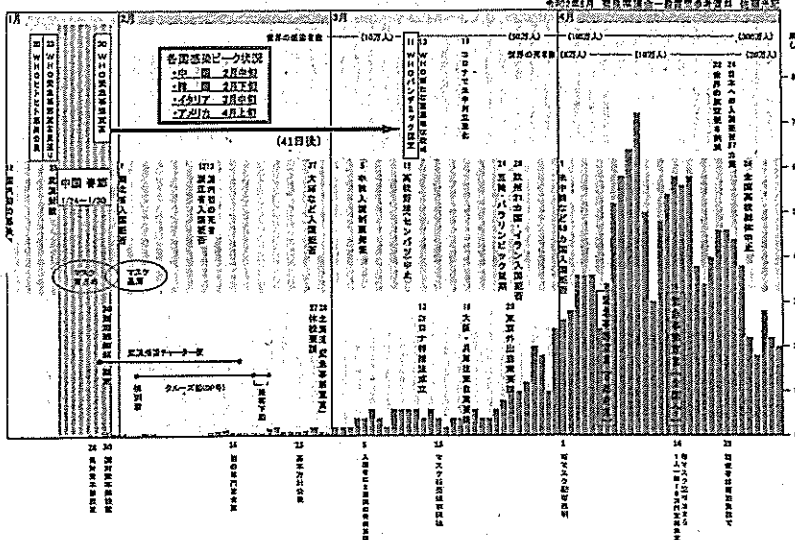
## 議会報告

- ・令和2年4月臨時議会(新型コロナ対策)
- ・令和2年6月定例県議会(一般質問)
- ・コロナ対策について、その他事項

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

- (1) 医療従事者や疑似症者の家族等の安全・安心の確保について
- (2) 給付金等の申請における土業の活用について
- (3) 観光戦略の抜本的な見直しについて
- (4) 避難所における感染防止対策について

国内感染者数の推移と主な出来事



### 不正受給について 生活保護/給付金

- (1) 生活保護の不正受給について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する給付金等の不正受給について

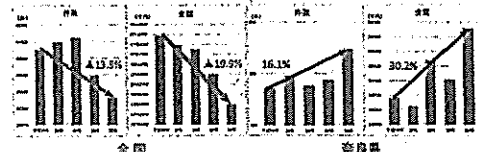
生活保護実態調査へ

不正には厳正対応

奈良新聞

生活保護費不正受給件数・金額の推移 全国と奈良県の比較

年度	全国		奈良県	
	不正受給件数(千件)	不正受給金額(億円)	不正受給件数(千件)	不正受給金額(億円)
18年度	43,021	17,479,030	472	34
19年度	43,938	16,994,082	498	31
20年度	44,466	16,766,819	477	39
21年度	39,960	15,530,019	488	43
22年度	37,234	14,005,954	549	51



### 新型コロナウイルス対策 奈良県臨時議会を終えて

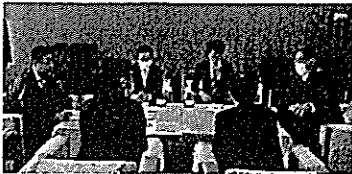
約109億8788万円の新型コロナ対策費用と新型コロナ対策基金を設立、議員報酬削減条例(追加で10万円を3ヵ月分)、更に県議会新型コロナ感染対策会議の設立、加えて理事者側から知事と副知事の報酬削減条例が出され、その他案件も含め全会一致で承認されました。

議案説明から議決まで過去に例を見ない超速審議~議決で、急を要する現場に応えようと思いましたが、それでも新型コロナ対策は先手を取るまでには至らなかったと思います。しかし、諦めずに皆がやれる事をやれば必ず結果はでるという手ごたえはありました。次は必ず先手をとります!



**家庭内感染を防げ！**

PCR検査結果待機者同居家族に対し、宿泊支援事業が6月定例県議会で承認されました。会派内で協議し要請していた提案が実現しました。



**新型コロナウイルス対策緊急支援のご案内**

名称	額	受給要項	詳細ページ	QR
特別定額給付金	10万円	国民一律10万円。世帯単位。登録済。マイナンバーカードがあればオンライン申請可。	総務省特別定額給付金コールセンター 専用電話 0120-260-020	
子育て世帯臨時特別給付金	1万円	令和2年4月度児童手当給付者に、児童一人当たり1万円支給。公務員以外は申請不要。	お住まいの市役所の「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口	
住居確保給付金支給対象拡充	1万円	就職困難者への支援。原則3か月。要件あり。	自立支援相談窓口	
緊急小口資金	1万円	休業による収入減で緊急かつ一時的な貸し付けを必要とする世帯。貸付上限特別20万円。無利子。	お住まいの市町村社会福祉協議会(社協)	
総合支援資金	1万円	休業による収入減又は失業で日常生活が困難。貸付上限20万円。無利子。	お住まいの市町村社会福祉協議会(社協)	
公共料金の猶予	なし	各課(サイト参照)		

**新型コロナ対策、維新県議団から要望書を提出**

新型コロナ対策に従事する医療従事者・行政職に対し、近接する宿泊施設の確保などを三項に取り纏め、維新奈良県議団として県に要請を致しました。提出にあたり、ご協力を頂いた関係部署、並びにご意見を寄せ頂いた皆様に対し、厚く御礼申し上げます。



**臨時発熱外来診察室、維新県議団で現場視察**

西和医療センターに建設中の臨時発熱外来を維新奈良県議団で視察。設置された臨時発熱外来の特筆点は、検査だけではなく診察にも注視、除染+診察を同時に行えるように二段構えの部屋割りを実施し、現場の意見をふんだんに取り入れて第二派に備えています。加えてCT室も増設予定。CTの活用こそ日本と海外の医療体制の違いでもあり特筆点です。



**News**

**大阪都構想実現にむけ 11月1日に住民投票へ**

「大阪都構想」の制度案を議論する法定協議会が6月19日市役所で開かれました。市を四つの特別区に再編し、2025年1月1日に移行するなどとした制度の最終案が、地域政党「大阪維新の会」と公明党、自民党の一部による賛成多数で了承されました。法定協は今後、最終案を総務省に報告。同省の意見を踏まえて協定書を正式決定し、府市両議会に諮る。新型コロナウイルスなどの影響がなく、9月頃に両議会で承認されれば、11月1日にも2回目の住民投票が行われる予定です。



**TOPICS 共生社会の創造**

「殺処分ゼロをめざす県議会議員連盟」が発足、提案者の一人として佐藤は副会長を務めます。

動物との共生社会を目指し、今後も引き続き奈良の県政に対して、活動をして参ります。こんな時だからこそ、優しい社会を創りたい。



**一般党員募集**

日本維新の会は党の発展にご賛同いただき、入党して下さる個人の方を募集します。募集要項 (1)我が党の目標・主義・政策に賛同される方、(2)18歳以上で日本国籍を有する方、(3)他の政党の党籍を持たない方。入党費の引き出し、記事事項に不備があった場合は、受け付けられません。相談したい方は各員の方に問い合わせをお願いいたします。

党費: 年間2,000円 資料請求はこちら▶▶▶

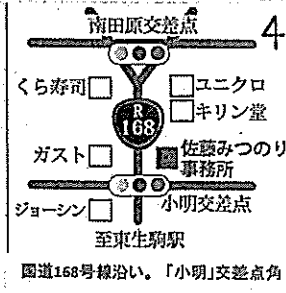


**後援会員募集 佐藤みつりのり後援会 Join US**

活動をサポートしていただける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めて参りましょう！入会希望の方は、事務所までお気軽にお問合せ下さい。(年会費1000円)



事務所及びホームページにて、皆様のご意見・ご要望を随時、受付けています。  
**佐藤みつりのり事務所**  
〒630-0201 生駒市小明町556-3  
TEL:0743-25-4675 FAX:0743-25-2489  
URL: <https://mitsunori-sato.com>



第11号様式の3 (第5条関係)

政務活動記録簿 (研修会参加)					
会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和2年8月25日				
政務活動先	奈良ロイヤルホテル				
研修名	新生奈良研究会8月例会 テーマ「新型コロナウイルス感染症－正しく恐れるための知識－」				
参加者	国会議員、地方議員、医療関係者 他				
参加目的	新型コロナウイルス対策についての知識を得て、県政に生かす				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	奈良県医師会副会長 安東範明氏より新型コロナウイルス感染症の知識を学ぶ。その中で検査態勢についての話しはその後の厚生委員会にて担当部署との質疑応答のベースとした。				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	5,000 円	内訳:講演料		68
合計	5,000 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料：案内ちらし				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

# 新生奈良研究会 8月例会

謹啓

残暑の候、会員の皆様におかれましては益々ご清祥にてご活躍のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、8月例会は、奈良県医師会副会長の**安東 範明**氏を講師にお迎えして、「**新型コロナウイルス感染症—正しく恐れるための知識—**」と題しご講演いただきます。

諸事ご多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席賜りますよう、ここにご案内申し上げます。

謹白

令和2年7月吉日

新生奈良研究会 事務局

奈良新聞社 企画部営業課 奈良市法華寺町2番地の4 ☎0742-32-2115

## 記

- 1.日 時：令和2年 8月25日(火) 15:00~16:00 講演会  
16:00~16:30 質疑応答
- 2.会 場：奈良ロイヤルホテル  
(奈良市法華寺町254-1 ☎0742-34-4363)
- 3.講 師：奈良県医師会副会長 **安東 範明**氏
- 4.テ ー マ：「**新型コロナウイルス感染症—正しく恐れるための知識—**」
- 5.講師略歴：**安東 範明** (あんどう のりあき)



静岡県静岡市出身

昭和63年3月 奈良県立医科大学医学部卒業

平成1年1月 国立療養所福井病院内科 常勤医

平成16年12月 国立病院機構奈良医療センター神経内科医長  
リハビリテーション科医長

平成18年5月 医療法人社団誠医学会安東内科医院院長

平成25年6月 極原地区医師会理事/28年 同区医師会副会長

平成29年6月 奈良県医師会副会長

【資格等】医学博士/日本神経学会専門医/日本リハビリテーション  
医学会専門医・認定臨床医/日本内科学会認定医/  
日本医師会健康スポーツ医/日本神経治療学会評議員/  
日本電気生理運動学会理事

【著書】歩行障害の診断・評価入門(医歯薬出版)

ケアスタッフと患者・家族のためのパーキンソン病(医歯薬出版)

筋ジストロフィーにおける脊柱変形の治療・ケアマニュアル

(厚生労働省) など

【新型コロナウイルス感染症に関して】

奈良テレビ放送の情報番組「ゆうドキッ!」の特集「医師が答える新型コロナウイルスのギモン」に5回にわたり出演(令和2年4月下旬~5月上旬)。県民の疑問に対し解説を行った。

また、奈良新聞「いかがですか あなたの健康」欄(令和2年5月21日付)に「新型コロナウイルス感染症の行方」記事を投稿。

朝日新聞(令和2年6月18日付)奈良版には、県医師会の取組や県内の医療体制等に関するインタビュー記事が掲載された。

◎誠に勝手ながら、出欠のお返事は8月7日(金)までをお願いします。

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和2年6月29日 他				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 1/2 按分				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策</li> <li>・ 活動報告</li> <li>・ 県民への意見募集 等</li> </ul>				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	維持管理費	中垣由梨	66,000 円	更新料 2~5 月分	43
	維持管理費	中垣由梨	66,000 円	更新料 6~9 月分	88
	サーバー維持費	さくらインターネット	5,568 円	令和3年1~12月分	158
	維持管理費	中垣由梨	49,500 円	更新料 10~12 月分	144
支出額合計 187,068 円 (50%按分=円) 187,068 円×50%=93,534 円					
備考	ホームページアドレス : <a href="https://mitsunori-sato.com/">https://mitsunori-sato.com./</a> 添付資料 ・ Web サイト管理・更新業務の契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。





## 契約書

佐藤みつのり事務所 御中

ICO webdesign 中垣 由梨

〒630-0262 奈良県生駒市緑ヶ丘 1420-2-217

TEL: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

以下、「佐藤みつのり事務所」様を「甲」と記し、「中垣由梨」を「乙」と記します。

契約内容

WEB サイト管理・保守業務

「奈良県会議員佐藤みつのり WEB サイト」

期間

2020年4月1日～2021年3月31日

費用

各1ヶ月間 15,000円

お支払い方法

銀行振込にて。3ヶ月毎とさせていただきます。

- ・乙は甲の上記期間、甲のWebサイトの管理・更新業務を行います。
- ・活動アルバムの更新は月3件までとし、それを超える場合は別途費用と致します。
- ・当ホームページに掲載する写真データやテキスト文面等は、原則として甲にご提供して頂くものと致します。作成後の内容のチェックは甲におこなって頂くものと致します。

甲記名

佐藤 光紀

乙記名

中垣 由梨 (中垣)

以上

Subject: [さくらインターネット]《ご請求書》契約更新費用についてのお知らせ  
From: [REDACTED]  
To: [REDACTED]  
Date: 2021/1/10, Sun 11:15

佐藤 光紀 様 [REDACTED]

さくらインターネットをご利用いただき誠にありがとうございます。

ご契約いただいておりますサービスの継続利用料金について、以下のとおりご請求申し上げます。

下記ご請求書の内容を確認いただき、期限までにお支払いただきますようお願い申し上げます。

---

◇◆◇ ご請求書 ◇◆◇

---

ご請求日 2021年01月10日  
お支払期限 2021年01月31日

---

ご請求先 佐藤 光紀 様  
会員ID [REDACTED]  
請求書番号 23319189  
ご請求金額 5238 円(消費税含)

・ご請求金額の内訳は、以下会員メニューよりご確認ください。

▼会員メニュー 請求明細情報

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/?mode=B2010&billno=23319189>  
ログインには、会員IDと会員メニューパスワードが必要です。

※上記URLへアクセス後、手続き欄の「請求書印刷」ボタンより請求書の印刷が可能です。

■「銀行振込」にてお支払いの場合

以下振込先へお振込みをお願いいたします。

振込先口座: 三井住友銀行 [REDACTED]  
口座名義 : サクラインターネット(カ)

※ 振込手数料はお客様負担となります。

銀行振込時の注意事項については下記URLにてご確認ください。

▼銀行振込について

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/115000041561>

弊社にてお支払いの確認後1～2時間程度(※)で、以下件名のメールを送信いたします。

-----  
件名:[さくらインターネット] お支払い確認のご連絡  
-----

※ 23時以降に弊社でお支払いを確認した場合、翌朝8時以降にメールを送信いたします。

■「クレジットカード」にてお支払いの場合

本請求は、会員メニューからクレジットカード決済でお支払いできます。決済手順は、以下マニュアルをご参照ください。

▼クレジットカード決済について(即時決済)

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052802>

---

◇◆◇ ご確認ください ◆◆◇

---

※ 前払いサービスのうち、解約手続きが完了していないサービスは、お支払いいただくことにより、更新の対象となります。  
更新を希望されないサービスが上記サービス内容に残っている場合、お支払い前に会員メニューより解約のお手続きを行ってください。

▼サービスの解約

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206057042>

※ 当月に解約されたサービスがある場合は、請求合計額が変わっている可能性があります。必ず会員メニューをご確認ください。

※ 内訳に記載のご利用期間が過去日になっている場合、後払いサービスです。後払いサービス分は、既に解約手続き済みでも提供終了日までの料金のお支払いが必要です。

※ 毎月払いの料金については月末締めになるよう日割計算を行っております。通常と異なった金額の請求が届いた場合は、利用期間をご確認ください。

※ 弊社でお支払の確認ができるまで1～2営業日ほどかかる場合がございます。月末が土日祝などの休日になる場合は、お早めにお支払ください。お支払期限を過ぎますと、サービスの提供を停止させていただきます。

※ お支払の際に金融機関から発行される控えは領収書となります。弊社では、領収書は発行いたしておりませんので、大切に保管しておいてください。

※ お支払金額に過不足などが生じた場合はメールまたは電話にてご連絡させていただくことがあります。

※ 複数のサービスや独自ドメインをご利用の場合、請求の時期がそれぞれ異なることがあります。請求ごとのお支払いをお願いいたします。

※ このお知らせをお届けした週、および休日明けはお問い合わせが大変混み合うことがあります。よくいただくご質問を以下ページにまとめておりますので、お問い合わせ前にご確認いただけますと幸いです。

▼ご請求に関するよくある質問集

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206208641>

※ 会員情報に変更がある場合は、会員メニューよりご変更ください。手順については以下に記載のマニュアルをご参照ください。

▼登録情報の確認・変更

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206205311>

---

ご不明な点やご質問等ございましたら、本メール返信にてお問い合わせください。

今後ともさくらインターネットをよろしく願いいたします。

---

◆電話サポート一時休止のお知らせ◆

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年3月2日(月)より電話でのお問い合わせ対応を休止させていただいております。

休止期間中はメールにてお問い合わせくださいますようお願いいたします。

詳細につきましては下記ページをご参照ください。

【新型コロナウイルス感染症に関する当社対応について】

<https://www.sakura.ad.jp/information/announcements/2020/02/28/1968202941/>

---

—— さくらインターネット株式会社 カスタマーセンター ——

■Twitterサポート

[https://twitter.com/sakura\\_ope](https://twitter.com/sakura_ope)

■サポートサイト

<https://help.sakura.ad.jp/>

■お問い合わせ

<https://help.sakura.ad.jp/115000161182/>

電話 : 受付時間 平日 9:45 - 18:00 (土日祝、当社指定休日は休み)

メール : 受付時間 24時間365日 (返信は弊社営業時間内に行います)

---

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和3年1月26日 他				
表題と発行部数	令和3年新春号ちらし 50,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	新聞折込 30,450部、ポスティング 19,550部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が50%を占めるため				
内容	・12月議会報告 ・県政活動 ・会員募集 他				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	studio kiti 村田	200,250円	B4 両面カラー 50,000部	157
	新聞折込代	サンケイ 広告	103,834円	生駒市内部 30450部	172
※ 50% 充当 合計 円 304,084円 × 50% = 152,042円					
備考	添付資料：令和3年新春号ちらし				

注 発行した広報紙を添付してください。

# 奈良県議会議員 佐藤みつりのり

[生駒市選出]

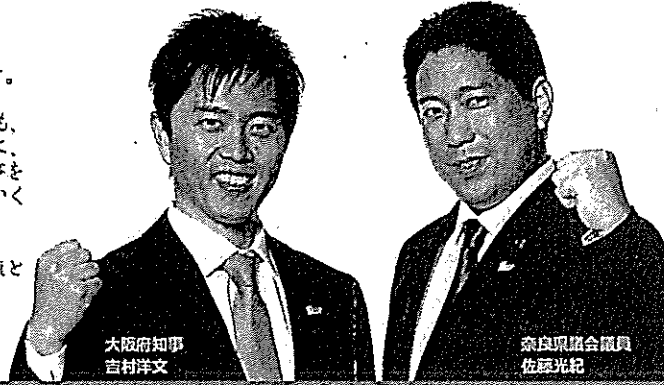
## 新年のご挨拶

読んで新春のお喜びを申し上げます。

今年こそコロナ禍により失われた分も、皆が笑顔で安心して暮らせる様に、県議会議員として、私にできる事を確実に一つひとつ積み上げていく様に行動して参ります。

本年となりましたが、皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。

令和3年1月 佐藤光紀



大阪府知事 吉村洋文

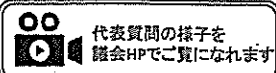
奈良県議会議員 佐藤光紀

## 【プロフィール】

【日本維新の会 奈良県総支部】  
・総務会長

【奈良県議会】  
・議会改革推進会議 委員長  
・厚生常任委員会 副委員長  
・観光振興対策特別委員会 委員  
・殺処分ゼロをめざす県議会議員連盟 副会長

## 議会報告・令和2年12月定例県議会代表質問



### 1 今後の基礎自治体の行政運営への支援について

①県内市町村の平均経常収支比率が全国最下位…  
②20年後、県下39市町村の内、26市町村が消滅可能性都市

①【平成の合併】後の奈良モデルの成果とは、  
県下市町村への支援の在り方とは

②右図の3郡11町の状況について、  
ポテンシャルと市町村合併を念頭においたプロセスとは

知事の答弁？ 所感？

①財政が悪くなるのは組織のせい、業務遂行のせい、人のせい、の三つに分けられる。⇒佐藤：ですから、奈良モデルの成果は？

②意欲の無い自治体は助けない。⇒佐藤：知事、基準は何？(-;-)

※今回は残念ながら、質疑応答の半分以上、議論が噛み合いませんでした。  
しかしながら、事業やそのプロセスは重要であると一致、状況も共有できました。

### 奈良盆地北部・中部の各町の状況 (3郡11町)

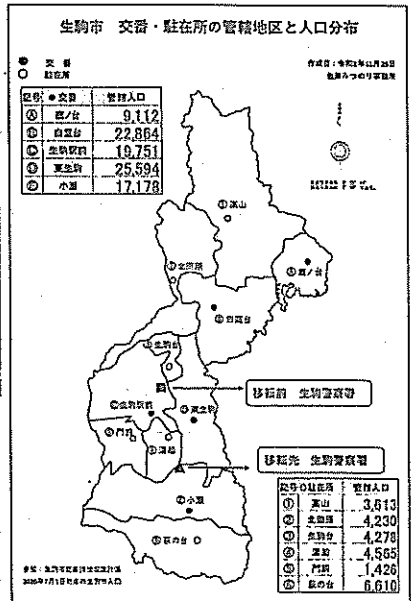
【面積・人口密度・経常収支比率・将来負担比率・人口増減率・年少人口比率】

項目	生駒郡				磯城郡			北葛城郡			
	平群町	三郷町	斑鳩町	安堵町	川西町	三宅町	国原本町	上牧町	王寺町	広陵町	河合町
面積 (km <sup>2</sup> )	23.90	8.79	14.27	4.31	5.93	4.05	21.03	6.14	7.01	16.20	8.23
全国町村順位	766	871	857	920	914	920	804	910	904	841	816
人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	780.3	2,426.8	1,987.5	1,721.1	1,454.3	1,759.4	1,515.7	3,460.7	3,455.3	2,147.2	2,153.9
全国町村順位	110	22	39	43	84	81	69	8	12	36	25
経常収支比率 (%)	84.9	82.8	82.6	87.6	84.5	82.8	88.9	87.5	86.1	82.8	103.4
全国町村順位	895	411	797	649	878	871	864	821	821	722	722
将来負担比率 (%)	225.7	40.3	33.8	35.5	0.0	37.6	76.3	123.9	0.0	54.9	204.1
全国町村順位	820	631	659	637	1	643	803	801	1	723	825
※人口増減率 (%)	▲2.87	▲0.75	0.31	▲2.32	▲1.25	▲2.18	▲1.71	▲2.43	▲3.10	0.03	▲3.18
全国町村順位	275	149	87	263	174	225	206	259	31	100	330
年少人口比率 (%)	19.47	12.31	12.78	9.21	11.62	10.04	12.12	10.35	14.23	14.34	9.79
全国町村順位	431	267	171	687	319	554	281	621	100	77	593

### 2 今後の警察施設のあり方について

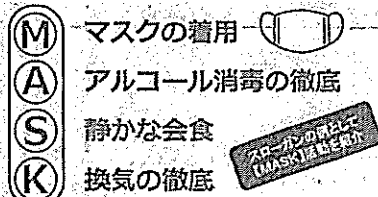
①【交番・駐在所の老朽化・狭隘化問題】  
・生駒市の全交番・駐在所を現地調査  
②交番整備計画の内容を確認、早急に策定し、  
交番・駐在所最適化計画が進む様に県警本部長と質疑  
応答を致しました。【適地に適正な交番の整備が必要】

②【生駒警察署の移転に際し】  
現在の市内中心部から市内南部に移転・新築後、周辺地域の  
治安維持にどのような方針で取り組むのか？  
⇒先ずは交番適正化を進めていく中で、地域住民の声を  
治安の維持向上に向けて対応していきたい(県警本部長)



### 3 会食時における新型コロナウイルス感染症対策について

①分かり易いスローガンや広報手段を年末年始  
に向けて実施すべき！  
②『やったか・やらなかった』ではなく、  
『伝わったか・そうでないか』が大事なのでは？



令和2年9月定例県議会 決算委員会 副委員長

議員になり初めて決算委員会に会派より選出され、以下の発言をしております

詳しくは  
議会HPで!



審査部署：総務・文教くらし

- 県税徴収率について
- 今後の財政運営について
- 災害救助基金について
- 消防団員の確保について
- 2025年大阪・関西万博について
- 奈良の仏像海外展示事業について
- 放課後児童クラブ支援員の確保について
- こども食堂の設置支援について
- 放課後児童クラブとこども食堂の連携について
- 県立学校施設の設備について
- 県立高等学校適正化について
- 県立大学附属高等学校の開校延期について

令和元年決算委員会  
でこれらを実行しました。

審査部署：食と農・観光・警察本部

- NAFICの今後のあり方について
- セミナーハウスの目標設定について
- 豚熱（CSF）への対応について
- アフリカ豚熱（ASF）に関する対策について
- 警察施設整備事業の推進状況等について
- 警察署における発動発電機の設置状況及び整備予定について
- 警察施設における喫煙所対策について
- インバウンド宿泊キャンペーン事業について
- 大立山まつりについて

決断で真実を明らかにする。そんな事はあり得ない！  
調べて、訂正する。全て皆様の血汗なのですから！

審査部署：福祉医療・県土マネジメント

- たばこ対策推進事業について
- 受動喫煙防止対策施設整備事業について
- 准看護士の養成について
- 奈良公園バスターミナルについて
- 洪水浸水想定区域図について
- 直轄造水池について



議会改革推進会議

リモート会議やテレワークを推奨しているのに、議会運営は旧態依然。ちょっとおかしくないですか？  
激しい抵抗がありました。ようやく、少しだけ前進しました。TVや新聞でも取り上げられています。

- 各派連絡会議（会派代表者会）においてリモート会議が出来るように要綱改正案が通過
- 本会議場で情報端末が使える様に『情報端末に関する申合せ事項』の改正案が通過（令和3年1月25日の各派連絡会議において答申として報告、了承後に運用開始となる）

尚、今後の動きとして同一規格・仕様の情報端末については、タブレットが採用される見込みです。  
費用を抑える為、現在リースされているパソコンからタブレットに変更し、通信費用などは自己負担として検討に入りました。



二期目、もっと役をこなしていける様に、今後も精進致します。



TOPICS  
共生社会の創造

11月10日に「殺処分ゼロをめざす県議会議員連盟」と県下動物愛護関係団体との意見交換会が行われました。（参加団体、下記参照）

声なき声、小さき声を県政に！

- 愛の森 Home for Dogs ● 生駒市地域ねこ連絡会
- 一般社団法人 社会動物福祉協会 ● Dog's smile
- たかだ地域猫ネットワーク ● ねこのわ・なら
- Nara アニマルレスキュー lian ● なら地域ねこの会
- 特定非営利法人 Life for cats in NARA
- NPO法人 動物を守る奈良県民の会（殺処分・不飼）

元参議院議員・弁護士でもある  
前川きよしげ氏が維新に合流！  
【維新・衆議院奈良1区支部長】

衆議院奈良1区(奈良市・生駒市)支部長に就任！  
経済産業委員長、内閣府副大臣、復興副大臣等を歴任。弁護士。59歳

取組などで活動させて頂いております。是非、お声がけ下さい。



大阪都構想住民投票 (R2.11.1)

大阪都構想の住民投票が行われ、奈良からも応援に入りましたが、残念な結果となりました。しかし、東京に一極集中している現状を鑑み、大阪を中心とした副首都構想を再考し、引き続き維新として、統治機構改革を推進して参ります。

日本の未来を念頭に  
副首都・大阪  
をめざして



日本維新の会所属  
関西府県議会議員の交流

日本維新の会所属の京都・兵庫・和歌山・奈良の4府県議会議員で定期的に会議を行って参りました。今回はリモート会議にて維新の改革について議論を交わしました。



一般党員募集

日本維新の会は党の発展にご賛同いただき、入党してくださる個人の方を募集します。

- 募集要項 (1)我が党の綱領・主義・政策に賛同される方。(2)18歳以上で、日本国籍を有する方。(3)他の政党的党籍を持たない方
- 入党資格の審査に際し、記載事項に不備があった場合は、受け付けられません。
- 届け出いただいた党員の方には党員証をお送りさせていただきます。

党費：年間2,000円 資料請求はこちら▶▶▶

後援会員募集 佐藤みつりのり後援会 Join US

活動をサポートしていただける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めて参りましょう。入会希望の方は、事務所までお気軽に問合せください。(年会費：1000円)



事務所及びホームページにて、皆様のご意見・ご要望を随時受け付けています！

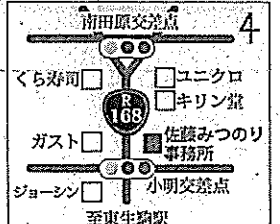
佐藤みつりのり事務所

〒630-0201 生駒市小明町556-3  
TEL:0743-25-4675 FAX:0743-25-2489  
URL: https://mitsunori-sato.com



精神鍛錬の場、  
3道再問

- 3つの利
  - ・未来への政策提言と政策実現
  - ・福祉・医療・教育への充実施策
  - ・身を切る改革での行財政改革





令和2年度事務所状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 生駒市小明町 556-3 コーポもりおか 102号・202号 電話 0743-25-4675 延べ床面積 39.25 m <sup>2</sup>
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 森岡健 ) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 m <sup>2</sup> (a) うち政務活動使用面積 m <sup>2</sup> (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 9 時間 (a) うち政務活動使用時間 4.5 時間 (b)  (b) / (a) = 4.5 / 9 → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1/2</span>
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 時間按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

店簿冊

名称：白一木50560 102号店舖

借主：佐藤 光 昭廣

契約日：平成 27年 2月 1日

## 貸借契約書

貸主 森岡 健 (以下、甲という) と  
借主 佐藤 光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、  
本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記の通り契約を締結した。

### 【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

### 用 途 : 政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、  
この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

### 【第2条】

賃料は、月額金64,800円也 (内、4,800円・消費税8%) とし、  
毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口  
座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄と  
し、日割計算、返却はしないものとする。

### 【第3条】

乙は本契約の保証金として、金600,000円也を甲へ預託する。  
但し、乙は保証金をもって賃料その他等甲に対する支払いに充当すること  
は出来ない。尚、保証金には利息をつけず、又担保、質入することはでき  
ない。

### 【第4条】

本契約期間を、平成27年 2月 1日より平成29年 1月31日迄の  
2年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新する  
ことが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であっても建物管理に関して清掃、設備係等の人件費、消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あったときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月前の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもって行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

- 乙は次に掲げる行為をしてはならない。
- ①この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発生する物、引火の恐れのある物その他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
  - ②甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
  - ③本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
  - ④本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
  - ⑤風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務その他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に出入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保安、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ①乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時。延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ②乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤その他この契約に違背する行為があったとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ①震災、火災、風水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ②甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付属する弁償問題。
- ④甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を遵守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払いは出来ないとす。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破壊した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合は、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することができる。

【第20条】

火災の場合、甲は至急建物修復に努力するも、乙は、類焼を理由に賃料、共益費・付加使用料等の減額、又は免除を申し出ることには出来ない。尚、乙が、類焼を理由に明け渡しを希望し、保証金の返還を求めた時は、10ヶ月以内の猶予期間をおき、第22条の規定により返金する

【第21条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第22条】

乙が本物件を甲に返還する場合は造作、設備、什器備品、看板等の処分に關し甲の指示通りに行ったときに限り、甲は保証金600,000円より、300,000円を引き（未収金、未消費金がある場合はこの金額を差し引き）300,000円を明渡日より3ヶ月以内に返還するものとする。

【第23条】

乙の甲に対する交渉は当時者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第24条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸室等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第25条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第26条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した未払記載の鍵、本契約書を返却する。

【第27条】

甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第28条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自ら、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が反社会的勢力でないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

- ⑤ 本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。

- ⑥ 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

- ⑦ 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。

- ⑧ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。

- ⑨ 本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第29条】

借主の連帯保証人 [ ] は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産したとき借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第30条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第31条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続をしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第32条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

- ① 本物件は、契約締結時の現状有姿（スケルトン）にて賃貸借するものとする。
- ② 1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。
- ③ 乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。
- ④ 犬、猫等の動物類は飼わないこと。
- ⑤ 法令の施行により消費税が増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

- ⑥ 本物件は平成27年2月から4月迄の期間だけ賃貸借するものとするが、乙が継続して賃借することを申し出た場合、甲はそれに応じるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し各自記名捺印の上1通を保有する。

平成 年 月 日

賃貸条件

賃料	月額 64,800円 (内 4,800円8%税)	保証金	600,000円
共益費	賃料を含む	解約引	300,000円
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費		
合計	月額 64,800円也 (内 4,800円8%税)		

【物件の表示】

- \*所在地： 奈良県生駒市小町556-3
- \*建物名称： コーポもりおか 102号店舖
- \*建物構造： 鉄骨ALC造 3階建の1階部分
- \*専有面積： 1.9㎡ (約5.5坪)

【貸主】住所 奈良県生駒市小町560-3  
 氏名 森岡 健

貸借人 佐藤 光紀  
 合計1本  
 受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

TEL [Redacted]

【借主】住所 [Redacted]  
 氏名 佐藤 光紀  
 TEL [Redacted]

振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	[Redacted]
口座名義	森岡 健 (モリオカ タケシ)

【通帯保証人】

住所 [Redacted]  
 氏名 [Redacted]

【仲介人】

住所 [Redacted]  
 氏名 [Redacted]

【取引主任者】

[Redacted]

## 【ご入店に関するご案内】

ご入店に際しまして、下記の要項をご案内申し上げます。

◆電 気  
ご使用を開始されるときにブレーカーを上げて下さい。  
関西電力にお客様番号と使用開始の旨をお知らせ下さい。  
※連絡先 関西電力奈良営業所  
TEL 0800(777)8052

◆上下水道  
貸主にて毎月の検針請求になります。  
家賃の口座へ振り込みをお願いします。  
※連絡先 貸主 森 岡  
TEL 0743-73-2288

◆ガ ス  
本物件のガスは（都市ガス）です。  
お客様立会のもとに、業者が開栓を致します。  
ご希望の日時を前もって御連絡下さい。  
※連絡先 大阪ガス阪奈ガスセンター  
TEL 0743(74)2000

◆ゴ ミ  
※事業者のゴミは生駒市では収集されませんので、  
民間のゴミ収集処理業者へご相談下さい。  
尚、事業者の方は、生駒市指定の袋でないといと、収集され  
ません。  
参考 生駒市衛生社 TEL 0743-79-9031  
株式会社 NANBU TEL 0743-75-5383



建物賃貸借契約書

借主専用

名称: コーポもりおか 202号

借主: 佐藤 光紀 殿

契約日: 令和元年 5月 1日

## 貸借契約書

貸主 藤岡 健 (以下、甲という) と  
借主 佐藤 光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、  
本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記の通り契約を締結した。

### 【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

### 用 途 : 政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

### 【第2条】

賃料は、月額金32,400円也 (内、2,400円・消費税8%) とし、  
毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口  
座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄と  
し、日割計算、返却はしないものとする。

### 【第3条】

本物件は、平成27年2月1日付にて、建物賃貸借契約を締結して今日に  
至るが、この度、借主の使用目的に変更が発生した為、貸主の承諾のもと  
新たに契約締結するものとする。尚、内装設備等は何ら触らず現状のまま  
に使用する為、新たな礼金、敷金等は発生しないものとする。

### 【第4条】

本契約期間を、令和元年5月1日より令和3年4月30日迄の2年間とす  
る。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来  
る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたるも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修繕その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であっても建物管理に関して清掃、設備係等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あったときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもって行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

- 乙は次に掲げる行為をしてはならない。
- ① この建物内に汚物、燃発物、悪臭を発する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
  - ② 甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
  - ③ 本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
  - ④ 本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
  - ⑤ 風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、飯喫、遊戯等は無断、何等理由なく不必要に当建物内に入入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（借負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ① 乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時。延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ② 乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③ 乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④ 無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤ その他この契約に違背する行為があったとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ① 震災、火災、風水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ② 甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③ 理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付随する弁償問題。
- ④ 甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本質貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本質貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払い中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本質貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本質貸物件内より火災発生の場合、甲は即時に本質貸借契約を解除し、乙は直ちに本質貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

乙は本質貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第21条】

乙の甲に対する交渉は当時着問において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第22条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸室等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第23条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本質貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第24条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本質貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくは名目如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した未尾記載の鍵、本契約書を返却する。

【第25条】

甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第26条】

- 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を締約する。
- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という）が反社会的勢力ではないこと。
  - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

了相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は借用を毀損する行為。  
⑤本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。


⑥本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

⑦本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。

⑧本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。

⑨本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第27条】

借主の連帯保証人  は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産、住所変更、電話先の変更等したときは、借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第28条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第29条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第30条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

- ①本物件は、契約締結時の現状有姿にて賃貸借するものとする。
- ②1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。
- ③乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。
- ④犬、猫等の動物類は飼わないこと。
- ⑤法令の施行により消費税に増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

令和元年5月1日

賃貸条件

賃料	月額 32,400円 (内 2,400円8%税)	礼金	なし
共益費	賃料を含む	敷金	なし
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費		
合計	月額 32,400円也 (内 4,800円8%税)		

【物件の表示】

\*所在地: 奈良県生駒市小町556-3  
 \*建物名称: コーポもりおか 202号  
 \*建物構造: 鉄骨ALC造 3階建の2階部分  
 \*専有面積: 20.25㎡

【貸主】 住 所 奈良県生駒市小町556-3  
 氏 名 森岡 健

御振込先 振込手数料は借主負担

銀行名 南都銀行  
 口座番号 [REDACTED]  
 口座名義 森岡 健 (モリオカ タケシ)

【借主】 住 所 [REDACTED]  
 氏 名 佐藤 光紀  
 TEL [REDACTED]

【連帯保証人】 住 所 [REDACTED]  
 氏 名 [REDACTED]  
 TEL [REDACTED]

【立会人】 [REDACTED]  
 【宅建取引士】 [REDACTED]

鍵NO [REDACTED] 合計 2本  
 受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

賃借人

No. 11

ニシダチ第1モータープール No. 6 → Na11.

駐車場貸借契約書

# 覚 書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と  
佐藤 光紀 (以下乙という) とは、  
末尾記載駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借契約について、次の特約条項を追加すること  
に合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

## 記

### 【特約条項】

\* 駐車区画は 2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

[変更前区画] No. 6  
[変更後区画] No. 11

2017年10月10日

〈 甲 〉 住所：生駒市小明町794番地  
氏名：株式会社 ニシグチ  
代表取締役 西口 豊

〈 上記代理人兼管理者 〉 住所：生駒市谷田町876  
氏名：イコマ・ビルサービス株式会社  
代表取締役 仲埜 幸治



〈 乙 〉 住所：[REDACTED]  
氏名：佐藤 光紀

### 【駐車場の表示】

所在：生駒市小明町546番地5  
名称：ニシグチ第1モータープール

以上

生駒市埋蔵文化財調査報告書

ません。

2日迄の  
1時は、契約

あらかじめ

目的に使用

することが

賃貸し、乙は

車場施設 (以  
上1通を保有



# 駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と  
光系乙 (以下乙という) との間に、下記駐車場施設 (以下  
下駐車場という) の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自 1 通を保有  
する。

## 【第 1 条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は  
これを賃借する。

- \* 名 称：ニシグチ第 1 モータープール
- \* 所 在 地：生駒市小町 5 4 6 番地 5
- \* 駐車場区画：第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが  
出来る。

## 【第 2 条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用  
してはならない。

\* 車両番号： 無指定

\* 車 名： \_\_\_\_\_

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ  
甲の承諾を得なければならない。

## 【第 3 条】 契約期間

契約期間は、2017 年 10 月 3 日から 2018 年 10 月 2 日迄の  
1 年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約  
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びスタッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生させる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類跡その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

平成29年10月2日

〔 賃 貸 人 〕

(甲) 住 所： 生駒市小明町794番地

氏 名： 株式会社 ニシグチ

代表取締役 西 口 豊

〔上記代理人兼管理者〕

住 所： 生駒市谷田町876番地

氏 名： イコマ・ビルサービス株式会社

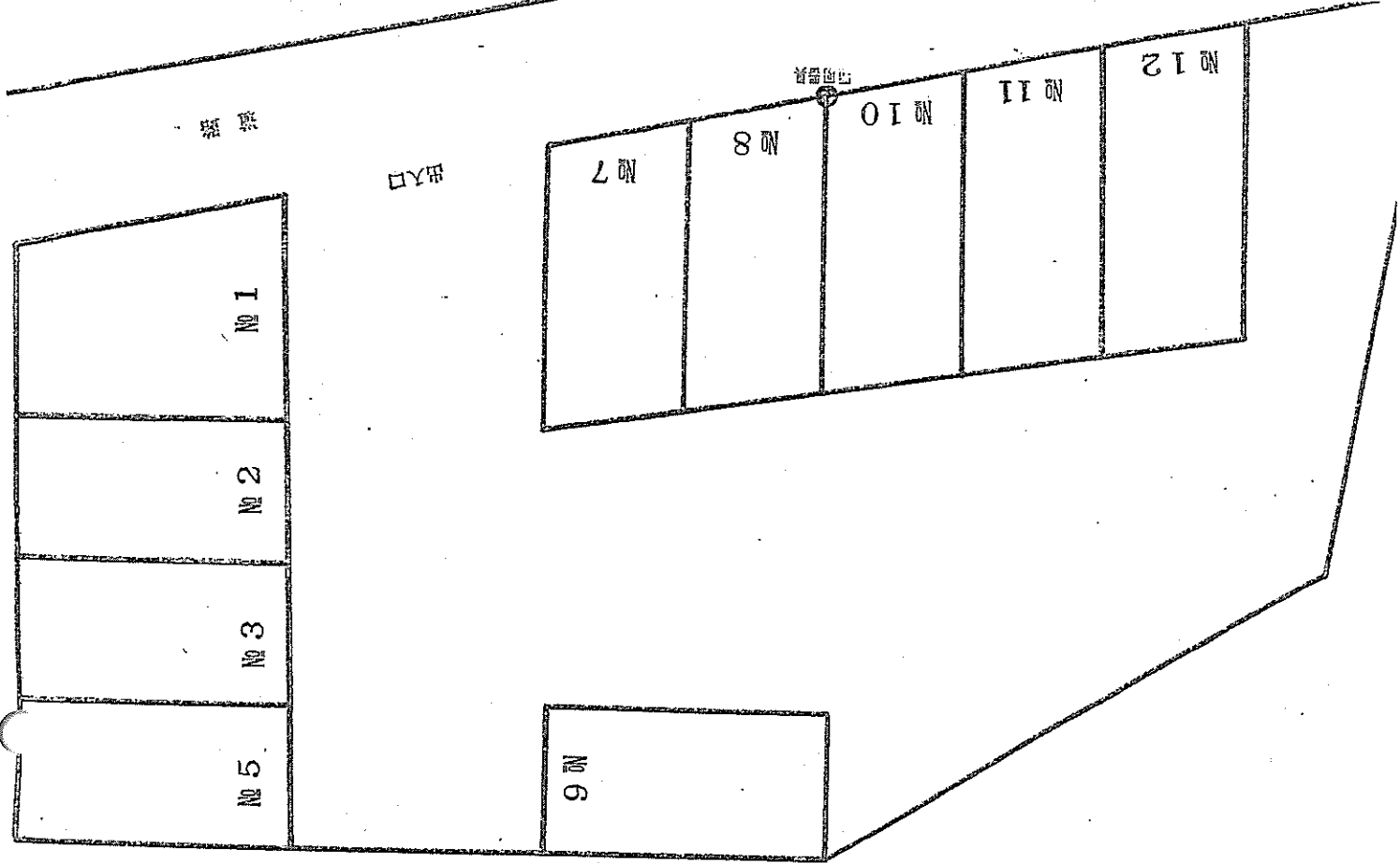
代表取締役 仲 壱 幸 治

TEL : (0743) 75-2885(代)

〔賃 借 人〕住 所：

氏 名： 佐藤 光紀

TEL：



ニシグチ第1号一タ

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



# 駐車場賃借契約書

株式会社ニシグチ (以下甲という) 佐藤 光紀 (以下乙という)との間に下記駐車場施設 (以下駐車場という) の賃借借に関する次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

## 【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に貸し、乙はこれを賃借する。

\* 名称: ニシグチ第1モータープール  
\* 所在地: 生駒市小町546番地の5  
\* 駐車場区画: 第12号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが出来る。

## 【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場をこの使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

\* 車両番号: \_\_\_\_\_

\* 車名: 無指定

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

## 【第3条】 契約期間

契約期間は、平成27年1月26日から平成28年1月25日までの1年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対す一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来なないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づき義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めさせた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

賃 貸 人 住 所：生駒市小町794番地

氏 名：株式会社ニシグチ  
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者  
住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社  
代表取締役 仲基 幸治

TEL：(0743) 75-2885 (代)

賃 借 人 住 所：[REDACTED]

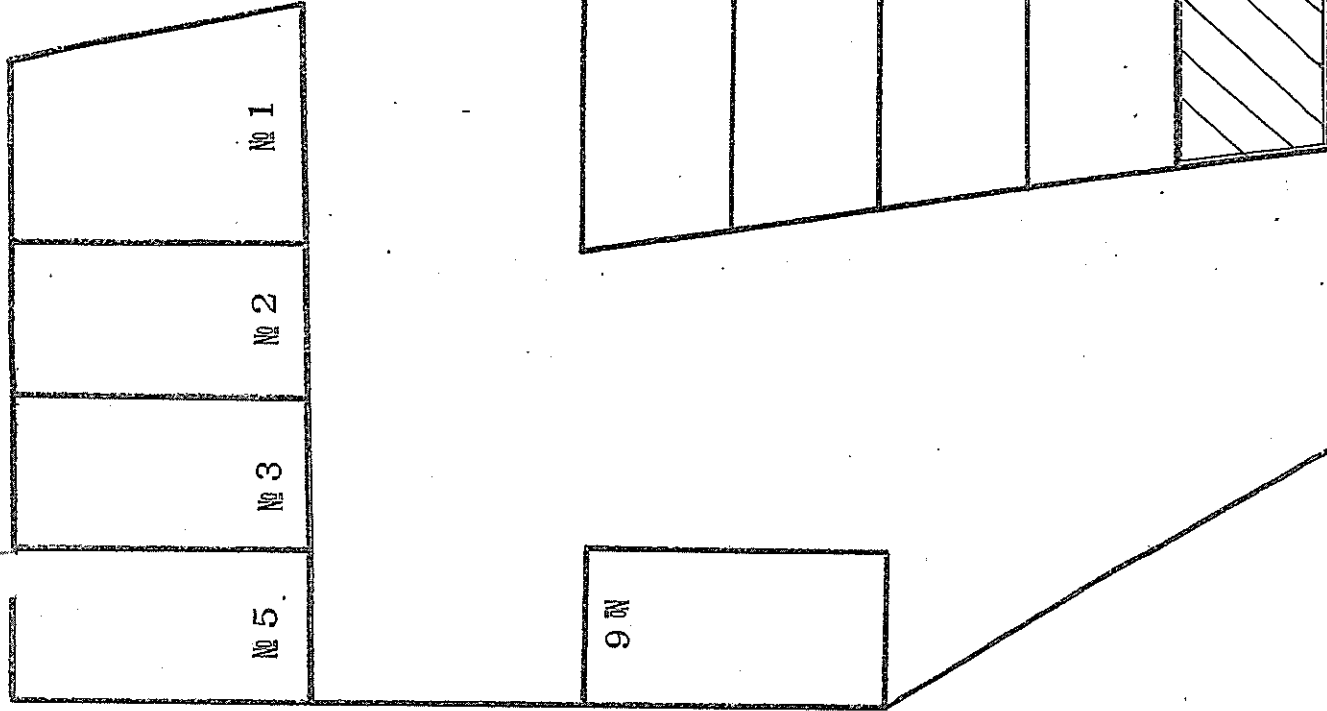
氏 名：佐藤光紀

TEL：[REDACTED]  
携 帯：[REDACTED]

平成 年 月 日  
27.1.26



ニシグチ第1ビル



本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

No. 5

ニシダチ第1モータープール No. 2 → No. 5

## 駐車場賃貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号：

口座名義：駐車場専用 イコムビルサービス株式会社  
(チヨウインジ ヨカヒヨウ イコムビルサービス(株))



# 駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と  
佐藤光紀 (以下乙という) との間に、下記駐車場施設  
(以下駐車場という) の賃貸借に関する次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を  
保有する。

## 【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は  
これを賃借する。

\* 名 称: ニシグチ第1モータープール  
\* 所 在 地: 生駒市小町5 4 6 番地 5  
\* 駐車場区画: 第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが  
出来る。

## 【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用  
してはならない。

\* 車両番号: 無 指 定

\* 車 名: \_\_\_\_\_

(2) 乙は、前項の自動車以外の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ  
甲の承諾を得なければならない。

## 【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年10月15日から2018年10月14日迄の  
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約  
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならぬ。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならぬ。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合は振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合、前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならぬ。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならぬ事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

\*本契約区画は2017年11月1日付にてNo. 2からNo. 5に区画変更するものとする。

2017年10月14日

【賃貸人】

(甲)住所：生駒市小明町794番地

氏名：株式会社 ニシグ子

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所：生駒市谷田町876番地

氏名：イコマ・ビルサービズ株式会社

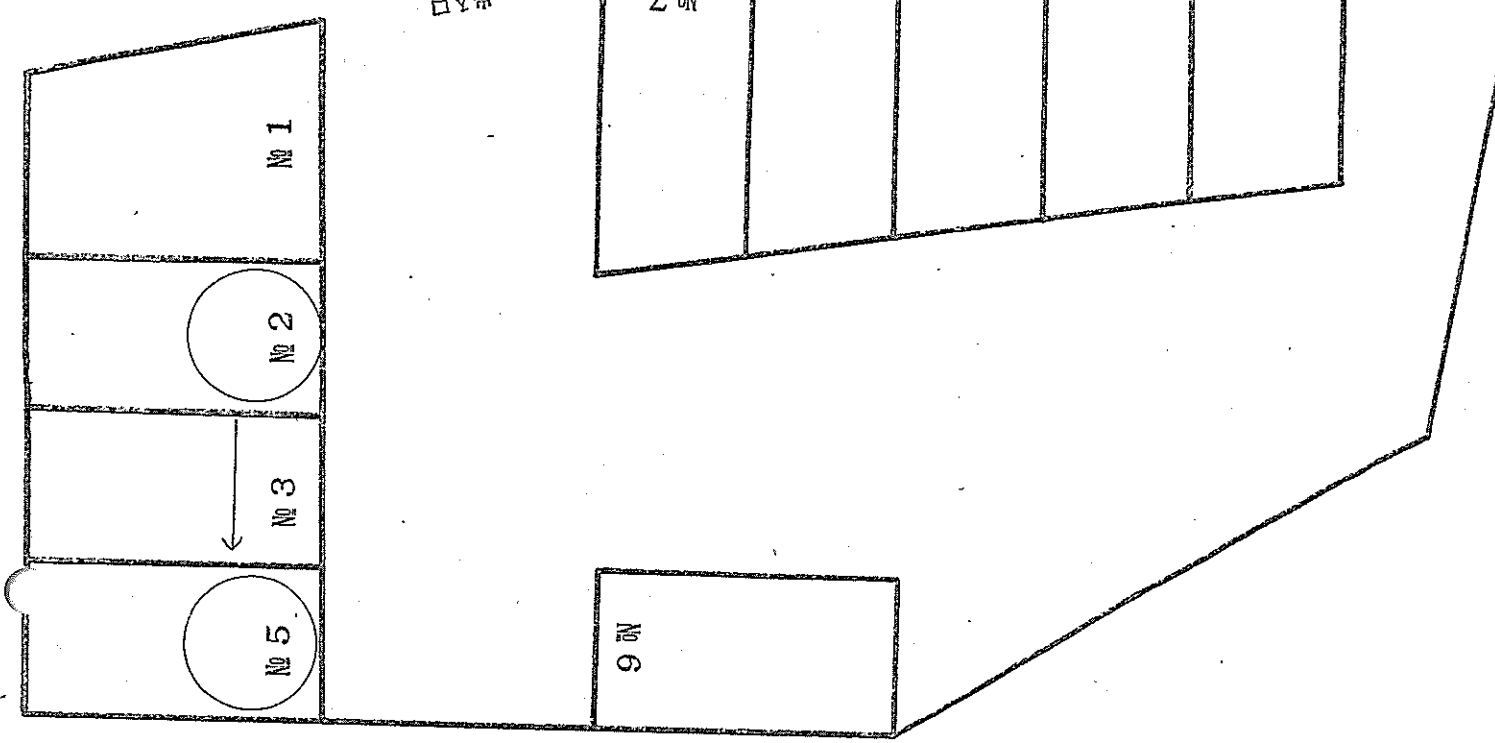
代表取締役 仲 埜 幸 治

TEL : (0743) 75-2885 (代)

【賃借人】住所：[Redacted]

氏名：佐藤 光紀

TEL : 0743-25-4675



ニシグ子株式会社



NO. 6

ニンダチ第Iモータープール No. 6

# 駐車場賃貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号：

口座名義：駐車場専用 イコムビルサービス株式会社  
(チェンジンヨウケン イコムビルサービス(株))

# 駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と  
佐藤光紀 (以下乙という) との間に、下記駐車場施設  
(以下駐車場という) の賃貸借に関する次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を  
保有する。

## 【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

\* 名称: ニシグチ第1モータープール  
\* 所在地: 生駒市小町5 4 6番地5  
\* 駐車場区画: 第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが出来る。

## 【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

\* 車両番号: 無指定

\* 車名: \_\_\_\_\_

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

## 【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年11月1日から2018年10月31日迄の1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】質料

- (1) 質料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の質料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の質料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該質料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の質料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納質料は返却しない。
- (4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い質料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い質料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の質料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条項に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類等その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

2017年10月14日

【賃貸人】

(甲) 住所： 生駒市小町794番地  
 氏名： 株式会社 ニシグチ  
 代表取締役 西口 豊

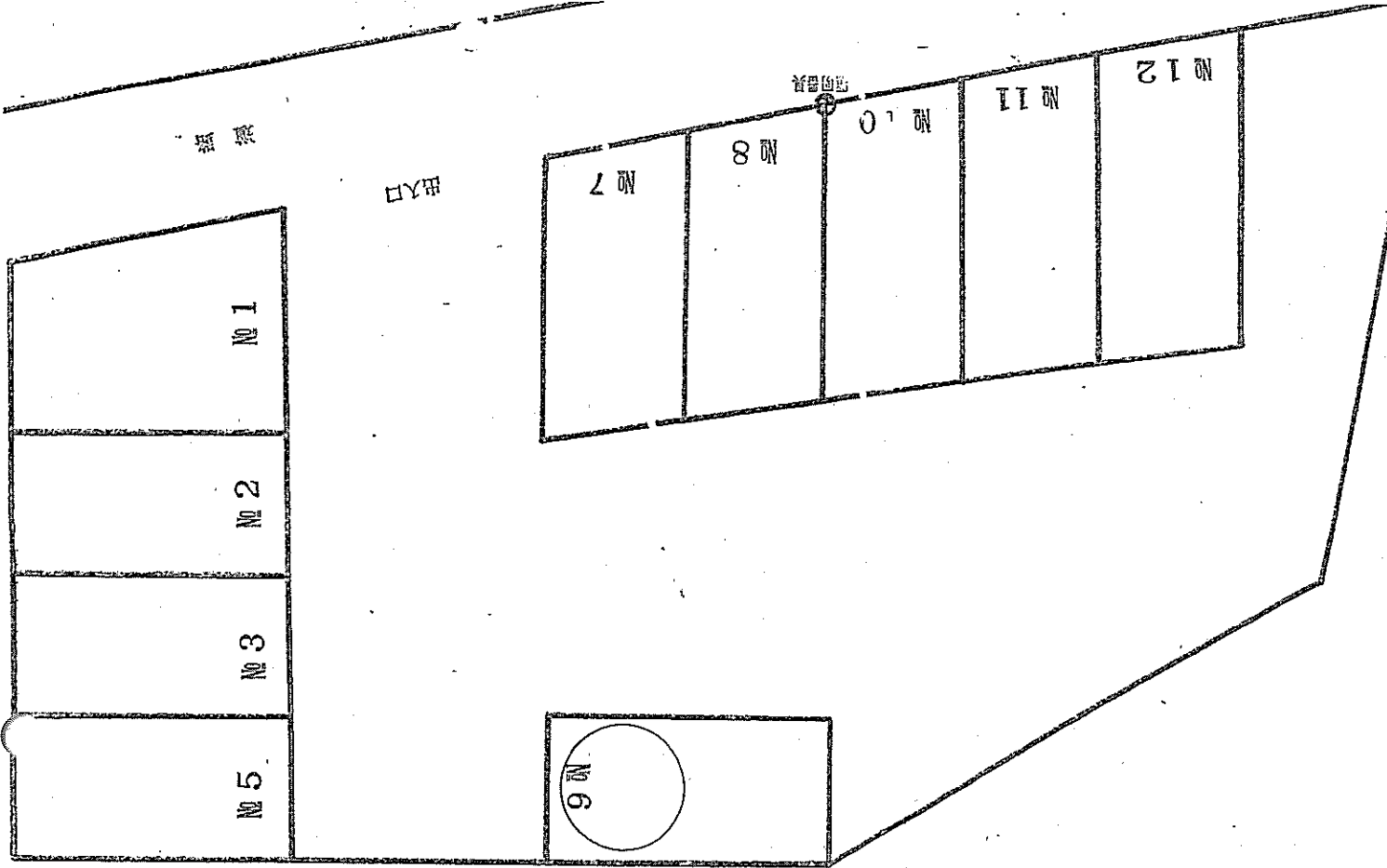
【上記代理人兼管理者】

住所： 生駒市谷田町876番地  
 氏名： イコマ・ビルサービス株式会社  
 代表取締役 仲埜 幸治  
 TEL： (0743) 75-2885(代)

【賃借人】住所：

氏名： 佐藤 光紀  
 TEL： 0743-25-4675

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



イコマ第1ビルサービス





(佐)

# 覚 書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と  
佐藤 光紀 (以下乙という) とは、  
末尾記載駐車場施設(以下駐車場という)の賃貸借契約について、次の特約条項を追加すること  
に合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

### 記

#### 【特約条項】

\*駐車区画は 2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

[変更前区画] No. 2

[変更後区画] No. 10

2017年10月10日

〈 甲 〉 住 所：生駒市小明町794番地  
氏 名：株式会社 ニシグチ  
代表取締役 西 口 豊

〈上記代理人兼管理者〉 住 所：生駒市谷田町876  
氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社  
代表取締役 仲 埜 幸 治



〈 乙 〉 住 所：[Redacted]  
氏 名：佐藤 光紀 [Redacted]

#### 【駐車場の表示】

所 在：生駒市小明町546番地5  
名 称：ニシグチ第1モータープール

以 上

—— (以下乙とい  
次の通り契約を

賃貸し、乙はこ

変更することが出

る目的に使用し

あらかじめ甲

13/日迄の1  
日時は、契約

せん。

# 駐車場賃借契約書

株式会社ニシグチ (以下甲という) 佐藤光紀 (以下乙という)との間に下記駐車場施設(以下駐車場という)の賃借借に関する以下の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

## 【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

\* 名称: ニシグチ第1モータープール

\* 所在地: 生駒市小町町546番地の5

\* 駐車場区画: 第2号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが出来る。

## 【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

\* 車両番号: \_\_\_\_\_

\* 車名: 無指免

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

## 【第3条】 契約期間

契約期間は、平成27年2月1日から平成28年1月3日迄の1年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来なないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することと出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場内の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めめてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類統その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

平成 年 月 日  
27.1.29

賃 貸 人  
(甲) 住 所：生駒市小町794番地

氏 名：株式会社ニシグチ  
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者  
住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：イコムマ・ビルサービス株式会社  
代表取締役 仲埜 幸治

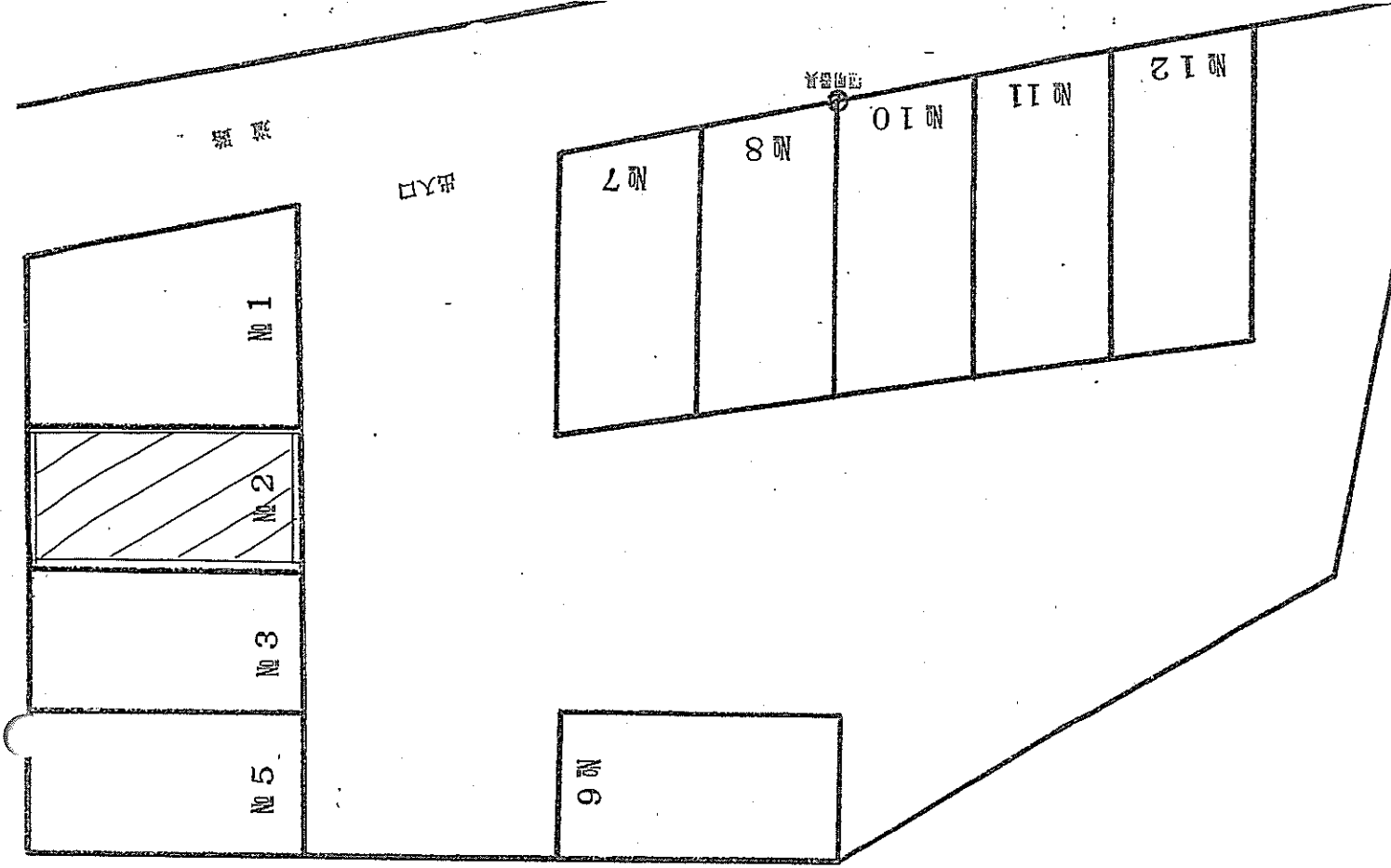
TEL：(0743) 75-2885 (代)

賃 借 人  
(乙) 住 所：[Redacted]

氏 名： 佐藤 光紀

TEL： [Redacted]  
携 帯： [Redacted]

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシグチ第1モータープール

令和2年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 ██████████ 住所 ██████████ 電話番号 ██████████
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和2年 4月 1日～ 令和3年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連秘書
⑤給料(賃金)	180,000 円 ( <input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給 )
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1/2</span>
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

# 雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員    その他 (            )		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	9:00~18:00		
休日	<input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 土 <input checked="" type="checkbox"/> 日 <input checked="" type="checkbox"/> 祝日 <input checked="" type="checkbox"/> 年末及び年始 <input checked="" type="checkbox"/> お盆    その他		
休暇	年次有給休暇    その他特別休暇 (            )		
賃金	基本賃金    月給            145,000 円 日給                円 時間給              円 諸手当    通勤手当              円 固定残業手当    35,000 円 (固定残業 30 時間含む) 手当                      円 賃金締切日 (毎月 20 日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 ( <input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込            ) 賃金支払時の控除 ( <input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。			
令和 2 年    4 月    1 日			
雇用者                    佐藤光紀			
被雇用者              [Redacted]			

政務活動補助業務賃金台帳(令和2年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	雇入年月日		2020/4/1							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	21	18	21	20	17	23	23	23	22	20	17	19	23		244
労働時間数	189	162	189	180	153	207	207	198	180	180	153	171	207		2,196
時間外労働															0
休日労働															0
深夜労働															0
基本給	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000		2,160,000
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
課税合計	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000		2,160,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
総支給額	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000		2,160,000
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
雇用保険保険料	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540		6,480
社会保険料合計	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540		6,480
課税対象額	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460	179,460		2,153,520
所得税	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050		48,600
市町村民税	3,900	3,900	6,300	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900		67,200
年末調整還付金									-24,400						-24,400
控除額合計	8,490	8,490	10,890	10,490	10,490	10,490	10,490	10,490	10,490	10,490	10,490	10,490	10,490		97,880
差引支給額	171,510	171,510	169,110	169,510	169,510	169,510	169,510	169,510	193,910	169,510	169,510	169,510	169,510		2,062,120
領収印	[Redacted]														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和2年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和2年 4月 1日～ 令和3年 3月 31日	
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤給料(賃金)	950 円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給 )	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1/2</span>	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類</li> </ul>	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。



# 雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和2年 4月1日から 令3年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ( )		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 休憩 1時間		
休日	<u>水</u> ・ <u>土</u> ・ <u>日</u> ・ <u>祝日</u> ・ <u>年末及び年始</u> <u>お盆</u> ・その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 950円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 ( <input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 ) 賃金支払時の控除 ( <input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 ) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和2年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">                     雇用者 佐藤光紀                 </div> <div style="text-align: center;">                     被雇用者 [Redacted]                 </div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和2年度)




【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		賞与1		賞与2		合計
		17	10	19	18	9	16	15	13	16	15	13	16	15	13	16	15	13	16	15	13	16	15	18	18	15	18	
労働日数		97.5	57	102	88.5	48.5	86.5	104.5	84.5	84.5	96.5	71.5	80.0	91.0													1,007	
労働時間数																											0	
時間外労働																											0	
休日労働																											0	
深夜労働																											0	
基本給		92,625	54,150	96,900	84,075	46,075	82,175	99,275	80,275	80,275	90,725	67,925	76,000	86,450													956,650	
時間外手当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(非課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
課税合計		92,625	54,150	96,900	84,075	46,075	82,175	99,275	80,275	80,275	90,725	67,925	76,000	86,450													956,650	
非課税合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総支給額		92,625	54,150	96,900	84,075	46,075	82,175	99,275	80,275	80,275	90,725	67,925	76,000	86,450													956,650	
健康保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚生年金保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雇用保険保険料		277	162	290	252	138	246	297	240	240	272	203	228	259													2,864	
社会保険料合計		277	162	290	252	138	246	297	240	240	272	203	228	259													2,864	
課税対象額		92,348	53,988	96,610	83,823	45,937	81,929	98,978	80,035	80,035	90,153	67,722	75,772	86,191													953,486	
所得税		340	0	540	0	0	0	640	0	0	230	0	0	0													1,750	
市町村民税		1,400	1,400	1,300	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200													14,900	
年末調整還付金											-2,190																-2,190	
控除額合計		2,017	1,562	2,130	1,452	1,338	1,446	2,137	1,440	1,440	-488	1,403	1,428	1,459													17,324	
差引支給額		90,608	52,588	94,770	82,623	44,737	80,729	97,138	78,835	78,835	91,213	66,522	74,572	84,991													939,326	
領収印																												

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和2年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名  住所  電話番号 
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和2年 4月 1日～ 令和3年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	837円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) 令和2年10月から838円
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間( 時間) / 政務活動( 時間) + その他業務( 時間) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数( 日) / 政務活動( 日) + その他業務( 日) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1/2</span>
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

# 雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和2年 4月1日から 令和3年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ( )		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (土曜日・その他不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <u>その他</u> (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 837円 (令和2年10月から838円) 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 ( <input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 ) 賃金支払時の控除 ( <input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 ) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和2年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">                     雇用者 佐藤光紀 [REDACTED]                 </div> <div style="text-align: center;">                     被雇用者 [REDACTED]                 </div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和2年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2020/4/1
-------	----	------	----	-------	----------

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		賞与1		賞与2		合計		
	日数	賃金	日数	賃金	日数	賃金	日数	賃金	日数	賃金	日数	賃金	日数	賃金	日数	賃金	日数	賃金	日数	賃金	日数	賃金	日数	賃金	日数	賃金	日数	賃金	日数	賃金	
労働日数	6		1	5	5	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4						59		
労働時間数	29		5	25	25	25	36	26	30	30	27	36	26	30	30	27	36	26	30	27	36	29.5	20					288			
時間外労働																															
休日労働																															
深夜労働																															
基本給	24,273	4,185	20,925	20,925	20,925	16,740	30,132	21,788	25,140	22,626	30,132	21,788	25,140	22,626	30,132	21,788	25,140	22,626	30,132	21,788	24,721	16,760						240,785			
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非課税合計	24,273	4,185	20,925	20,925	20,925	16,740	30,132	21,788	25,140	22,626	30,132	21,788	25,140	22,626	30,132	21,788	25,140	22,626	30,132	21,788	24,721	16,760						240,785			
給付額	24,273	4,185	20,925	20,925	20,925	16,740	30,132	21,788	25,140	22,626	30,132	21,788	25,140	22,626	30,132	21,788	25,140	22,626	30,132	21,788	24,721	16,760						240,785			
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引支給額	24,273	4,185	20,925	20,925	20,925	16,740	30,132	21,788	25,140	22,626	30,132	21,788	25,140	22,626	30,132	21,788	25,140	22,626	30,132	21,788	24,721	16,760						240,785			
領収印																															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和2年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和2年 4月 1日～ 令和3年 3月 31日	
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤給料(賃金)	837円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給 ) 令和2年10月から838円	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1/2</span>	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳</li> <li><input type="checkbox"/> 租税関係書類</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類</li> </ul>	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

# 雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和2年 4月1日から 令和3年 3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 ( )		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 837円 (令和2年10月から 838円) 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 ( <input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 ) 賃金支払時の控除 ( <input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 ) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和2年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">                     雇用者 佐藤光紀                 </div> <div style="text-align: center;">                     被雇用者 [Redacted]                 </div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和2年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2020/4/1	4月												合計
						5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	
労働日数						3												
労働時間数						15												
時間外労働																		20
休日労働																		0
深夜労働																		0
基本給						12,555										4,190		16,745
時間外手当						0												0
通勤手当(課税)						0												0
通勤手当(非課税)						0												0
課税合計						0												0
非課税合計						12,555											4,190	16,745
総支給額						12,555											4,190	16,745
健康保険料						0												0
介護保険料						0												0
厚生年金保険料						0												0
雇用保険保険料						0												0
社会保険料合計						0												0
課税対象額						0												0
所得税						0												0
市町村民税						0												0
控除額合計						0												0
差引支給額						12,555											4,190	16,745
領収印																		

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。